

政策推進部

政策推進課

政策推進係

- (1) 重要施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 部長会議及び課長会議に関すること。
- (3) 広域行政に関する調整に関すること。
- (4) 国際交流の推進に関すること。
- (5) 市の境界等の確定に関すること。
- (6) 行政改革の推進に関すること。
- (7) 事務の改善に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (8) 行政機関の機構及び定員に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。
- (10) 政策推進課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。
- (11) 政策推進部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、政策推進部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

情報化推進係

- (1) 行政の情報化の推進に関する施策（他の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 行政情報システムの整備及び管理に関すること。

地域経済課

- (1) 商工業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (3) 特産品の宣伝及び販路開拓に関すること。
- (4) 市の魅力を高めることに資する施策（秘書広報課の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (5) 商工業に関する情報の提供、助言その他の必要な措置に関すること。
- (6) 商工業に係る団体等との連絡調整に関すること。

- (7) 企業誘致及び創業支援に関すること。
- (8) 競艇事業に関すること。
- (9) 臨海部の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (10) 臨海部の開発及び整備に関すること。
- (11) 水難救護及び漂流物等の保管に関すること。
- (12) 泉大津埠頭株式会社との連絡調整に関すること。
- (13) 港湾統計調査に関すること。
- (14) 農水畜産業の振興に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (15) 農水畜産業に関する情報の提供、助言、指導その他の必要な措置に関する
こと。
- (16) 農水畜産業に係る団体等との連絡調整に関すること。

市民協働推進課

- (1) 市民との協働に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 自治会その他地縁による団体の振興に関すること。
- (3) 市民憲章の啓発に関すること。
- (4) 防犯活動の推進に関すること。
- (5) 特定非営利活動法人の認証その他特定非営利活動の促進を図るための措置
に関すること。